

「八頭町立保育所園庭開放事業」のご案内

八頭町では、子育て支援の一環として、町立保育所3か所の園庭（広場・遊具）を児童の遊び場として開放する「園庭開放事業」を実施します。

【事業内容】 令和8年6月開始

利用対象者	児童とその保護者（保育所の在園児以外の児童も利用できます。） ※ 必ず保護者同伴のうえでご利用ください。
実施日時	土曜日（祝日・年末年始を除く） 午後1時から5時まで （※ただし、保育所行事等の都合により開放しない場合があります。）
実施施設	郡家東保育所（TEL:0858-72-5000） 船岡保育所（TEL:0858-72-6400） 八東保育所（TEL:0858-84-6425）

～ 主な注意事項 ～

- ① 利用申込みは、利用当日に実施施設で行っていただきますので、来園の際に職員へお声かけください。（保育所備付けの利用申込書に必要事項をご記入いただきます。事前予約は不要です。）また、お帰りになる際にも一言お声かけください。
- ② （毎週土曜日の）午後1時から5時までの間は、園庭で自由に遊んでいただいても構いません。
- ③ **必ず保護者が付き添い、安全に注意して遊具や用具を使用してください。**
- ④ 遊具や用具はみんなのもので、大切に使用し、使用したものは元の場所へ片付けてください。万が一、設備や用具が破損した場合には、職員へお知らせください。
- ⑤ 園庭内・施設内では、食べ物・おやつを食べないでください。（**水分補給は可**です。）
- ⑥ 外の手洗い場は自由にお使いください。ただし、水の出しっぱなしなどにはお気をつけてください。
- ⑦ トイレは園舎内のものをお使いいただきますので、ご利用の際は職員へお声かけください。授乳やオムツ交換などの場合も職員へお声かけください。
- ⑧ ゴミはお持ち帰りください。
- ⑨ **園庭や駐車場などで起こった事故やケガなどについては、保護者の方の責任によりご対応ください。**
- ⑩ **お子様や保護者同士のトラブル、持ち物の紛失について、町や実施施設では責任を負いかねます。**
- ⑪ 本事業は、保育所の運営に支障のない範囲で、町立保育所の園庭（広場・遊具など）を児童の遊び場として開放するものです。趣旨をご理解いただき、上記事項に同意のうえでご利用ください。

< 問合せ先 >

八頭町役場町民課・保育所係（電話：0858-76-0205）（または、実施保育所）

